

有効期間 5年（令和13年12月31日まで）

令和8年3月23日

各部長・参事官
各所属長様

警察本部長
（人身安全対策課）

適正な保護業務の推進について（通達）

保護業務については、保護取扱に関する訓令（昭和35年広島県警察本部訓令第21号。以下「訓令」という。）、保護取扱に関する訓令について（昭和35年7月1日付け警察本部長通達）及び適正な保護業務の推進について（令和8年1月22日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）等に基づき実施しているところであるが、本署当番制の本運用開始に伴い、保護業務の具体的推進要領を次のとおり変更し、令和8年4月1日から実施するので、運用に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、令和8年4月1日をもって廃止する。

1 保護業務における基本的留意事項

(1) 根拠に基づいた保護の徹底

保護は、警察に課せられた重要な責務であり、その者が保護を要するかどうかを的確に判断しなければならない。

特に、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条第1項（第2号に該当する者が拒んだ場合を除く。）及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条第1項においては、警察官は、合理的に判断して、対象者に応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由があると認めた場合は保護しなければならないと規定されており、その判断に誤りがあることは許されない。

したがって、保護に際しては、各法令に規定されている保護の要件に該当することを迅速かつ的確に判断し、根拠に基づいた対応を徹底するとともに、個人の基本的人権を侵害することがないようにすること。

(2) 事故の防止

保護に際しては、被保護者による自傷行為及び他害行為を防止するために万全の措置をとることとし、特に、精神錯乱者、泥酔者は、予想できない行動に及ぶことが多いことから、常に危機意識を持って対応すること。

また、被保護者について、異常を発見したときは、救護措置を講じて救急要請をするなど適切に対応し、被保護者の生命、身体の安全を確保すること。

(3) 保護主任者等による確実な指揮監督

保護主任者又は保護主任者代行者若しくは当直主任者又は本署当番主任者（以下

「保護主任者等」という。)は、保護について直接責任を負うことから、保護警察官等を具体的に指揮して、被保護者の処遇の適正を図るとともに事故防止に万全を期すること。

2 保護の着手時等における留意事項

保護の可能性があると認められる通報、届出等へは、事故防止のため、次の点に留意して対応すること。

なお、刑罰法令に抵触する行為を把握した場合は、適切に検挙措置を講ずること。

(1) 被保護者に関する情報の収集及び活用

被保護者に精神疾患がある場合や自殺未遂歴がある場合等は、特に、逃走や自傷他害行為等に対する注意が必要であることから、保護の可能性があると認められる者については、各種照会を実施して、保護歴、犯歴及び警察安全相談歴等の有無並びに対応時の状況等を確認し、収集した情報については対応警察官で共有するほか、保護する場合の場所の選定及び監視体制等の検討に活用すること。

(2) 現場臨場時における態勢の確保及び受傷事故防止資機材の準備

泥酔、精神錯乱による保護の可能性があると認められる場合や関係者が複数で現場の状況が判然としない場合等は、複数で臨場するとともに、刺又、警杖、大楯等の資機材を準備しておくこと。

さらに、関係者が凶器を所持している可能性があると認められる場合は、対刃防護衣及び対刃手袋等を適正に装着していることを確認して臨場すること。

(3) 受傷事故防止資機材の活用及び警察間相互の連携

現場の責任者は、態勢が不十分であると判断した場合は、応援要請を行った上で、臨場者の任務分担を適切に行って対応し、その際は、受傷事故防止資機材を活用するとともに警察官が相互に連携することにより、受傷事故を防止すること。

なお、被保護者に対する有形力の行使及び手錠等の使用は、被保護者による暴行等の他害行為、自殺企図等の具体的な状況があり、他に適切な方法がないと認められる場合に、真にやむを得ない限度と方法により行うこと。

(4) 保護主任者等による確実な指揮

保護主任者等は、現場からの報告を待つだけではなく、積極的に報告を求めることにより、現場及び被保護者等の状況を収集し、保護のために必要な措置のほか、事故防止措置等について具体的な指示を行うこと。

(5) 搬送時の動静監視の徹底

被保護者を車両により搬送する場合は、原則として、被保護者の両隣に警察官が配置して動静監視を行い、被保護者の自傷他害行為を阻止すること。

3 保護システムへの登録と書式の指定

保護に着手した時は、被保護者情報等を広島県警察における警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システム内の被保護者等情報管理業務（以下「保護システム」という。）に登録し管理するものとする。

なお、訓令で別に定めることとしている様式については、次のとおりとし、保護シス

テムで作成する。

別記様式 1－1 から 1－2 保護カード

別記様式 1－3 保護カード（別紙）

別記様式 2 精神障害者等発見通報書

別記様式 3 アルコール慢性中毒者等保護通知書

別記様式 4 保護期間延長許可状請求書

別記様式 5 保護通知書

別記様式 5－2 保護通知書（継紙）

4 危険物所持の確認の徹底

(1) 所持品等の確認の徹底

被保護者の所持品等の確認については、危険物を所持している可能性を念頭に置いて確実に行うこととし、具体的状況の下で必要とされる限度において相当と認められる方法によること。

(2) 金属探知機の使用判断及び留意事項等

別添「金属探知機の使用判断と留意事項等」のとおり、被保護者に対する金属探知機の使用は、やむを得ないと認められる限度で行う最終的な確認措置であることに留意し、人権に配慮した必要最小限度の方法によること。

(3) 被保護者が女性である場合の措置

被保護者を女性として取り扱う場合は、女性警察官又は女性職員の立会のもとで確認措置を行うこととするが、保護主任者等は、確実に立会して具体的な確認方法を指示すること。

(4) 危険物等の保管

危険物に加え、被保護者が衣服や紐等で縊死行為を敢行するおそれがあると認められる場合の当該衣服や紐等についても、事故防止のためにやむを得ないと認められる限度で保管することとし、これらの物品及び現金その他貴重品等の保管については、保護主任者等の指揮により適正な管理を行い、破損、紛失等を防止すること。

保管した危険物又は貴重品については品名、数量を保護システムに登録して、保護カード（別紙）を作成し、保護解除時に、警察官立会の上で、引取人又は本人へ返還すること。

5 保護時の留意事項

保護主任者等は、次の点に留意して事故防止措置を徹底し、被保護者の状況、対応警察官の人員等を把握して具体的な指示を行うこと。

(1) 保護室への入室時等における事故防止

保護室において保護をする場合において、被保護者が、入室に抵抗して暴れている場合は、扉への手足の挟み込みや転倒等の事故が発生する可能性が高いことから、複数の警察官が連携して対応することにより、被保護者の負傷及び対応警察官の受傷事故の発生を防止すること。

また、事故防止に関する注意喚起文（例：「扉での被保護者の指等の挟み込みや転倒

に注意、被保護者及び警察官の事故防止に注意」等）を保護室扉へ掲示等することにより、発生防止に努めること。

(2) 被保護者の確認及び記録化

ア 保護開始時における被保護者の状況

精神錯乱者、泥酔者、酩酊者、傷病人その他必要と認められる被保護者については、保護警察官等により、別記様式第6号「被保護者チェック票」を作成し、被保護者の負傷状況等及び金属探知機を使用した際の経過を明らかにしておくこと。

イ 被保護者の動静監視の徹底

保護室で保護する場合、監視モニター及び集音マイクの活用、対面監視の実施等により異常の早期発見に努めること。

また、保護室で保護した場合のほか、動静の記録が必要と認められる場合は、別記様式第7号「被保護者動静記録簿」により経過を明らかにしておくこと。

(3) 保護室以外の場所で保護する場合の事故防止

保護室以外の場所で保護する場合であっても、対面監視や保護場所への出入状況の確認等により動静監視を行い、保護室で保護する場合と同様に事故防止措置を徹底すること。

(4) 確実な引継ぎ

保護警察官が交代する際は、保護主任者等の責任において確実な引継ぎを行うとともに、動静監視に間隙が生じることがないようにすること。

6 保護解除時における事故防止

保護の解除に際しても、原則複数で対応し、被保護者の逃走等を防止すること。

なお、警職法第3条第2項及び酩酊者規制法第3条第2項に規定されているとおり、被保護者の引取方については、できるだけ速やかに必要な手配等を行うこと。

7 その他留意事項

(1) 精神保健福祉法第23条に基づく通報の確実な実施

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第23条の規定により、警察官は、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、保健所長を経て県知事等に通報しなければならないことから、通報要領や関係機関の連絡先等を記載したマニュアルの当直室への備付等により、夜間や休日における通報に遅れを生じさせないようにすること。

なお、被保護者について、通報の結果、措置が必要となった場合は県知事等により入院措置となることから速やかに引き継ぎ、措置が不要となった場合は家族等に引き渡すことになるため、それらの経過を保護システムに登録すること。

(2) 施設管理の徹底

保護取扱終了時は、保護室内外を点検して異常の有無を確認すること。

また、随時点検による早期の不備等の発見に努め、不備がある場合は、速やかに是正措置を講ずること。

8 保護の委託

保護の場所については、保護主任者において、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示することとされている。

したがって、保護室において保護すべき被保護者について、自署の保護室に収容することができない場合は、他署の保護室を保護の場所として保護を継続する措置を講ずることとする。

(1) 保護の委託の手続き

委託は、保護の委託を行う警察署（以下「委託署」という。）の警察署長が、委託を受ける警察署（以下「受託署」という。）の警察署長に依頼し、受託署の警察署長が同意した場合に行うこととし、次の要領によることとする。

ア 委託署の保護主任者等は、警察署の所在地や保護室等の状況を勘案し、適切と認められる警察署を選定して、保護の委託を依頼する。

イ 依頼を受けた警察署は、被保護者の状況及び保護室の状況等から、自署の保護室へ収容することが可能である場合に、委託の依頼を受ける。

ウ 委託署の警察官が被保護者を受託署まで搬送し、受託署の保護主任者等が立会して保護室へ収容し、受託署において保護を継続する。

(2) 責任の所在等

保護の委託に際しては、委託署と受託署が緊密に連携して対応することとし、委託署は、被保護者の家族等への連絡、関係機関への通報、保護の解除の判断等に責任を負い、受託署は、被保護者の処遇等に責任を負うものとする。

また、警職法第3条第3項但書の許可状の請求、同条第5項及び酩酊者規制法第3条第4項の簡易裁判所への通知は、委託署において行うこととする。

(3) 保護システムへの登録

被保護者情報等の保護システムへの登録は、委託署において実施し、被保護者及び保管金品、保護カード（別紙）とともに受託署に引き継ぎ、保護解除後は、委託署において決裁を行うこととする。

関係書類へは、委託の経緯を明らかにするため、次のとおり、委託署及び受託署において、それぞれ必要な事項を記載すること。

ア 保護カード（別紙）

○ 保管金品について、備考欄に、受託署の警察官が確認した旨を記載する。

イ 被保護者動静記録簿

○ 保護主任者欄に委託署の保護主任者等が押印し、欄外に受託署の保護主任者等が押印する。

○ 委託署の保護室に収容できない理由を記載する。

○ 委託署から受託署に被保護者を引き継いだ担当者、引継時刻、そのときの状況等を記載し、引継後は受託署において被保護者の動静を記載する。

ウ 被保護者チェック票

委託署において作成する。

9 関係記録のシステムへの登録

保管金品を返還した後の保護カード（別紙）、保護解除後の被保護者チェック票及び被保護者動静記録簿は、電子化して電子データを保護システムに添付ファイルとして登録すること。

なお、本通達の施行日以降に作成された書面については、事案に係る警察対応が終結した日の属する年の翌年1月1日から1年間保存すること。

また、本通達の施行日以前に作成された書面については、事案に係る警察対応が終結した日の属する年の翌年1月1日から5年間保存すること。

さらに、訓令において規定され本通達により様式を示している簡易裁判所裁判官に対する許可状の請求、簡易裁判所、保健所長等への通知等に関する記録については、文書を発出した日の属する年の翌年1月1日から5年間保存すること。

10 迷い人の確認

生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）を発見したときは、必要に応じて救護・保護の措置を講じるとともに、保護システムの保護事案情報及び迷い人事案情報に登録すること。

また、保護システムの顔写真照合機能、身体特徴等に基づく行方不明者情報検索機能等による照会を実施し、身元が判明するよう努めること。

各種照会等にも関わらず身元が判明しない場合には、発見場所の市町に引き継ぐこととなるが、引き継いだ後も定期的に迷い人票等を活用した照会や市町の要請に基づき備え付けている迷い人台帳の閲覧制度などを通じて早期の身元判明につなげること。

11 指導教養の徹底

署員に対し、保護の重要性及び保護業務における事故の防止措置について継続的に教養を実施することとし、特に、人事異動等により新たに保護主任者等になる者に対しては、その責任等について指導教養を徹底すること。

（本件担当 保護・行方不明対策係
警 電 XXXXXXXXXX）